

議案第4号

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度
任用職員に対する勤勉手当を支給するにあたり、条例を改正する必要があるため提案
する。

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南風原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与条例第23条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条に規定するこれに準ずるものとして規則で定める規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第22条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 給与条例第23条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第23条の4第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の月額（月額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 前条第1項に規定するこれに準ずるものとして規則で定める規定及び同条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。